

令和6年3月

定例農業委員会総会 議事録

令和6年3月11日（月）

宗像市農業委員会

令和6年3月 宗像市農業委員会 定例総会

招集年月日	令和6年3月11日				
招集の場所	宗像市役所北館 第202会議室				
会議の日時 及び宣告	開会	令和6年3月11日	午後4時00分	会 長	山口 義嗣
	閉会	令和6年3月11日	午後4時55分		
	休憩	なし			
応（不応）召集委員及び出席並びに欠席委員 出席17人 欠席7人					
議席番号	氏 名	出 欠	議席番号	氏 名	出 欠
1	山口 義嗣	○	13	梶谷 泰臣	×
2	薄 幸一	○	14	寺尾 悦治	○
3	山田 堅	○	15	石松 健一郎	○
4	田中 清和	○	16	黒石 克巳	×
5	村山 和弘	○	17	原田 義久	×
6	中山 博之	○	18	栗野 通孝	×
7	吉田 直行	○	19	深田 誠	×
8	福嶋 仁士	○	20	田中 康雄	×
9	岩佐 政子	○	21	白木 晋平	○
10	松井 徳一郎	○	22	中村 和嘉	○
11	山下 隆広	○	23	吉永 和義	○
12	吉武 順子	○	24	佐藤 裕治	×
農業委員会事務局職員 田志事務局長 大楠企画主査					
途中入場・退場 委員及び時間	入場	な し			
	退場	な し			
議事録署名人	3番	山田 堅		4番	田中 清和

令和6年3月定例農業委員会総会会議結果

第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
受付NO1	承認
受付NO2	承認
受付NO3	保留
第3号議案	農地法第5条の規定による許可申請について
受付NO1	承認
受付NO2	承認
第4号議案	あっせんの申出について
受付NO1	承認
受付NO2	承認
第5号議案	宗像市農用地利用集積計画（所有権移転）について
受付NO1	承認
受付NO2	承認
受付NO3	承認
第6号議案	宗像市農用地利用集積計画（利用権設定）について
	承認
第6号議案	農業振興地域整備計画の変更について
受付NO1	承認
第7号議案	荒廃農地に係る非農地判断について
	承認

報告事項

第1号	農地法第5条の規定による届出について
-----	--------------------

○議長

令和6年3月の定例農業委員会総会を、ただいまより開会いたします。ただいまの出席委員は17名です。よって、令和6年3月定例農業委員会総会は成立いたしました。

本日の議事は、お手元に配布しているとおりでございます。なお、総会中に発言をされる委員は挙手をし、議長の指名を受けたのち、起立して発言してください。

会議中につきましては、私語をされないように、皆様のご協力をお願いいたします。

○議長

次に、議事録署名人を宗像市農業委員会会議規則第14条第2項によりまして議長の指名となっていますので指名いたします。

○議長

それでは、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。3件の案件が申請されています。それでは、事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第1号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

受付番号1の譲受人と譲渡人について説明いたします。譲受人の●●さんは住所が●●市になっていますが、もともと地元の出身で、休みの日に今回の申請地の隣で農作物を作っています。●●さんと●●さんは農地を管理されているのみで、●●さんのもう少し農作物を作りたい気持ちと、●●さんと●●さんの農地を手放したい気持ちが一致したかたちで申請されています。地元の農事組合長、水利組合長の承諾も得ておりますので、特に問題ないと思います。ご審議、よろしくお願いします。

○議長

ただいま、譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について、事務局より説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第1号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO2の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

譲受人の●●さんは、令和5年1月にも●●で農地を購入され、●●の●●さんたちに助言を受けながら農業に従事しています。今回、●●市在住の譲渡人の●●さんが農地の管理に困っていたところ、●●さんとの話がまとまり、農地法第3条の許可申請に至っています。●●さんは、●●県に住民登録がありますが、すでに●●で家を購入され、現在、●●で生活されています。水利関係者の承諾も得ており、特に問題ないと考えています。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

ただいま、譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO3について、事務局より説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第1号議案の受付NO3について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO3の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

受付番号3について説明いたします。譲受人の●●さんは、結婚されて今は●●市に住んであります。譲渡人の●●さんと●●さんに農地を購入したいという相談があり、双方が同意し、売買になっています。水利も問題ありません。よろしくお願いします。以上です。

○議長

ただいま譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

○委員

●●さんの8986㎡の自作地は、宗像で稲作をされているのでしょうか。

○委員

●●さんが耕作するということですが、地元の方にひょっとするとお願いするようになるかもしれません。

○委員

実際に作るのは地元の人ですか。

○委員

はい。

○議長

年齢はいくつぐらいになる人ですか。

○事務局

47歳です。

○議長

他にご質問等はありませんか。

○委員

農地を買ってすぐ作ってもらうのはいいんですかね。

○事務局

耕作目的で買うので考え方としてよくないですね。ご自身で作る必要があります。

○委員

農地を購入後、水稻になっている以上、米を作るつもりで買いますよという申請ですよ。でも実際には人に貸すということですか。

○委員

そうなると思います。

○委員

所有者だけが変わるようになるわけですか。

○委員

そうですね。

○議長

もう少し状況を担当地区委員と事務局で確認をお願いします。

○議長

第1号議案、受付NO3については、保留といたします。

○議長

つづきまして、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。2件の案件が申請されています。受付NO1について事務局から説明を受けたと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第2号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

譲受人の●●は●●を運営しています。譲渡人の●●さんの農地が隣接しており、地目は田ですが20年以上、田として利用されていません。●●さんもそこで耕作はされておらず、●●が野菜などを作っているのが現状です。この度、●●が職員の駐車場が不足しているということで、農地転用の申請があがってきています。転用後についても、周辺の農地に影響ありませんので、特に問題ないと思います。以上です。

○議長

つづきまして、現地調査C班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

●●が職員の駐車場として使用したいということですが、現地確認をしましたが、排水関係も特に問題ありませんので、ご審議、よろしくお願いします。

○議長

ただいま、事務局から受付NO1について議案説明と地区担当委員、現地調査C班班長から説明・報告がありました。説明・報告に対してご質問、ご意見はありませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第2号議案、受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について、事務局より説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第2号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO2の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

譲受人の●●さんと譲渡人の●●さんは親子で、●●さんは次男にあたります。分家住宅を建築したいということで相談があり、●●の農事組合も同意しております。●●さんは数年前に農業振興課に相談されており、特に問題ないと考えています。以上です。

○議長

つづきまして、現地調査Ｃ班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

●●さんの農地に、●●さんが使用貸借により家を建てるということで、現地確認を行いました。結果、特に問題と思います。以上です。

○議長

ただいま、事務局から受付ＮＯ２について議案説明と地区担当委員、現地調査Ｃ班班長から説明・報告がありました。説明・報告に対してご質問、ご意見はありませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第２号議案、受付ＮＯ２について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付ＮＯ２について、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第３号議案「あっせんの申出について」を議題といたします。２件の案件が申請されています。受付ＮＯ１と受付ＮＯ２について、一括して審議を行います。事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第３号議案の受付ＮＯ１と受付ＮＯ２について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付ＮＯ１と受付ＮＯ２の説明がありました。この件につきましては、人事案件でございますので質疑を終結します。

○議長

第３号議案、受付ＮＯ１と受付ＮＯ２のあっせん委員の選出にあたっては、議長の指名といたします。あっせん委員の選出を議長指名とすることに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

○議長

受付ＮＯ１と受付ＮＯ２のあっせん委員を指名いたします。よろしくをお願いします。

○議長

次に、第４号議案「宗像市農用地利用集積計画（所有権移転）について」を議題といたします。３件の案件が申請されています。受付ＮＯ１から受付ＮＯ３について一括して審議を行います。事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第４号議案の受付ＮＯ１から受付ＮＯ３について、資料により説明)

○議長

ただいま受付ＮＯ１から受付ＮＯ３について、事務局から説明がありました。ご質問、

ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第4号議案、受付NO1から受付NO3について、所有権を移転することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1から受付NO3については、所有権移転を承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第5号議案「令和5年度宗像市農用地利用集積計画（利用権設定）について」を議題といたします。この件につきまして、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第5号議案について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から第5号議案の説明がありました。説明についてご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第5号議案「令和5年度宗像市農用地利用集積計画について」承認することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、令和5年度宗像市農用地利用集積計画について承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第6号議案「農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。この件につきまして、農業振興課から説明を受けたいと思います。

○農業振興課

(第6号議案について、資料により説明)

○議長

農業振興課の説明に対して、ご質問、ご意見はありませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第6号議案、農業振興地域整備計画の変更について、宗像市長に対して可の意見書を提出することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、宗像市長に対して可の意見書を提出することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第7号議案「荒廃農地に係る非農地判断について」を議題といたします。
事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第7号議案について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から第7号議案「荒廃農地に係る非農地判断について」説明がありました。説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第7号議案「荒廃農地に係る非農地判断について」承認することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、第7号議案「荒廃農地に係る非農地判断について」は承認することに決定いたします。

○議長

それでは次に、報告事項の審議を行います。報告事項は1件であります。報告事項第1号「農地法第5条の規定による届出について」が提出されております。宗像市農業委員会事務局処務規程第6条第3号の規程により、事務局長が専決処分を行っていますが、農林事務次官通達により、直近の総会に報告することになっております。この件につきまして、事務局から報告を受けたいと思います。

○事務局

(報告事項第1号について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から報告事項第1号の説明がありました。この件につきましては、報告となりますが、何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

○議長

お諮りいたします。本委員総会中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本委員会総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、令和6年3月定例農業委員会総会は閉会いたします。